

栃木県指定廃棄物処分等有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 国による指定廃棄物処分場の設置に関して、県として、候補地選定経過や詳細調査結果等の検証及び地元からの疑問の解消等を図るに当たり、専門的な見地からの助言等を求めるため、栃木県指定廃棄物処分等有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 候補地選定経過、詳細調査結果、施設や処理方法の安全性等に対する検証に関すること。
- (2) 健康や農作物等への影響、地元からの不安、提案、疑問等に対する助言に関すること。

(組織)

第3条 会議は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 会議に座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会議の会務を総理する。
- 4 会議に座長代行を置き、座長がこれを指名する。

(運営)

第4条 会議は、座長が招集する。ただし、初回の会議は知事が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第5条 専門的な事項について検討するため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項は、座長が別に定める。

(事務局)

第6条 会議の庶務を処理するため、栃木県環境森林部廃棄物対策課に会議の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月22日から施行する。